

かなざわ新町家普及促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、かなざわ新町家普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、金澤町家と共存したまちなみ景観を形成する新築等の住宅「かなざわ新町家」の普及啓発を目的とする。

(協議会の構成)

第3条 この協議会は、一般社団法人石川県木造住宅協会、一般社団法人石川県建設業協会、一般社団法人石川県建築組合連合会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北陸支部、一般社団法人石川県建築士事務所協会、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会石川県本部で構成する。

(事業)

第4条

- (1) 消費者と連携した普及、啓発活動の実施
- (2) 行政官庁等ほか関係方面との連絡及び情報の収集
- (3) 官民相互間及び関係団体との連絡、協調
- (4) 前各号に掲げるものの外、協議会の目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において会員の中から選出する。

3 役員の職務は次による。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は会計を監査する。
- (4) 役員の任期は2年とするも再任は妨げない。但し、任期途中で交代する役員は前任者の残任期間とする。

(総会の開催)

第6条 総会はこの規約に定めるもののほか、この協議会の事業に関する重要な事項を議決する。

- (1) 総会は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 総会は会員の2分の1の出席によって成立する。
- (3) 総会の決定は出席者の過半数をもって決し、同数の時は議長の決するところによる。

(事業報告)

第7条 この協議会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事務局等)

第8条 この協議会の事務局を一般社団法人石川県木造住宅協会に設置し、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課と協力・連携し、事務処理を行う。

(経費)

第9条 協議会の経費は、委託料及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この協議会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 協議会の目的達成のため、必要に応じて関係団体に意見を聴くことができる。

2 協議会は、事業の効果を検証しながら、5年を目安として、事業内容や規約など、必要な事項を見直すこととする。

3 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の承認を得て会長が別に定める。

(付則)

この規約は、令和8年3月24日から施行する。